

## 淀川河川公園 庭窪・八雲地区 公園整備計画（案）



# ■ 1. 庭窪・八雲地区の現況 (1/2)

## 年間利用者数と主な公園施設

	年間利用者	主な公園施設
庭窪河畔地区	平成23年度年間利用者数 5,845人	庭窪レストセンター (トイレ、休憩所、シャワー室、更衣室、ロッカー、自販機、手洗場、駐車場)
八雲地区	平成23年度年間利用者数 116,975人 野球場 17,124人 テニスコート 7,150人 ※運動施設は内数	少年野球場(1面) テニスコート(人工芝コート3面) 芝生広場 駐車場(32台)

## 各視点からの現況

	ゾーニング計画の実現	魅力	快適性	つながりの改善
庭窪河畔地区	・現在の供用区域は全て「多目的利用ゾーン」になっている。	・庭窪ワンドを望む緑地公園が整備されている。 ・庭窪レストセンターがある。 ・「北大阪周遊自転車道(北大阪サイクリン)」が通っている。	・緑陰やベンチが確保され、利用者等の憩いの場となっている。 ・庭窪レストセンターで水洗トイレやロッカー、自動販売機等を利用できる。	・上下流方向には緊急用河川敷道路を通じて移動は容易である。 ・堤防道路は車道兼用道路となっている。 ・横断方向は階段での移動が中心でバリアフリーには未対応である。
八雲地区	・現在の供用区間の多くのエリアが「多目的利用ゾーン」になっている。 ・供用区間の水面沿いのエリアが「水辺環境保全・再生ゾーン」「自然環境保全・再生ゾーン」になっている。	・運動施設が整備されている。 ・バーベキューエリアが指定されている。 ・「北大阪周遊自転車道(北大阪サイクリン)」が通っている。	・駐車場周辺にトイレが1箇所設置されている。	・上下流方向には緊急用河川敷道路を通じて移動は容易である。 ・堤防道路は車道兼用道路となっている。 ・横断方向は階段での移動が中心でバリアフリーには未対応である。



※「庭窪・八雲地区」とは、開園3地区（庭窪河畔地区、八雲地区、八雲野草地区）及び未開園区域の庭窪ワンド周辺をいう。

写真撮影時期：平成24年

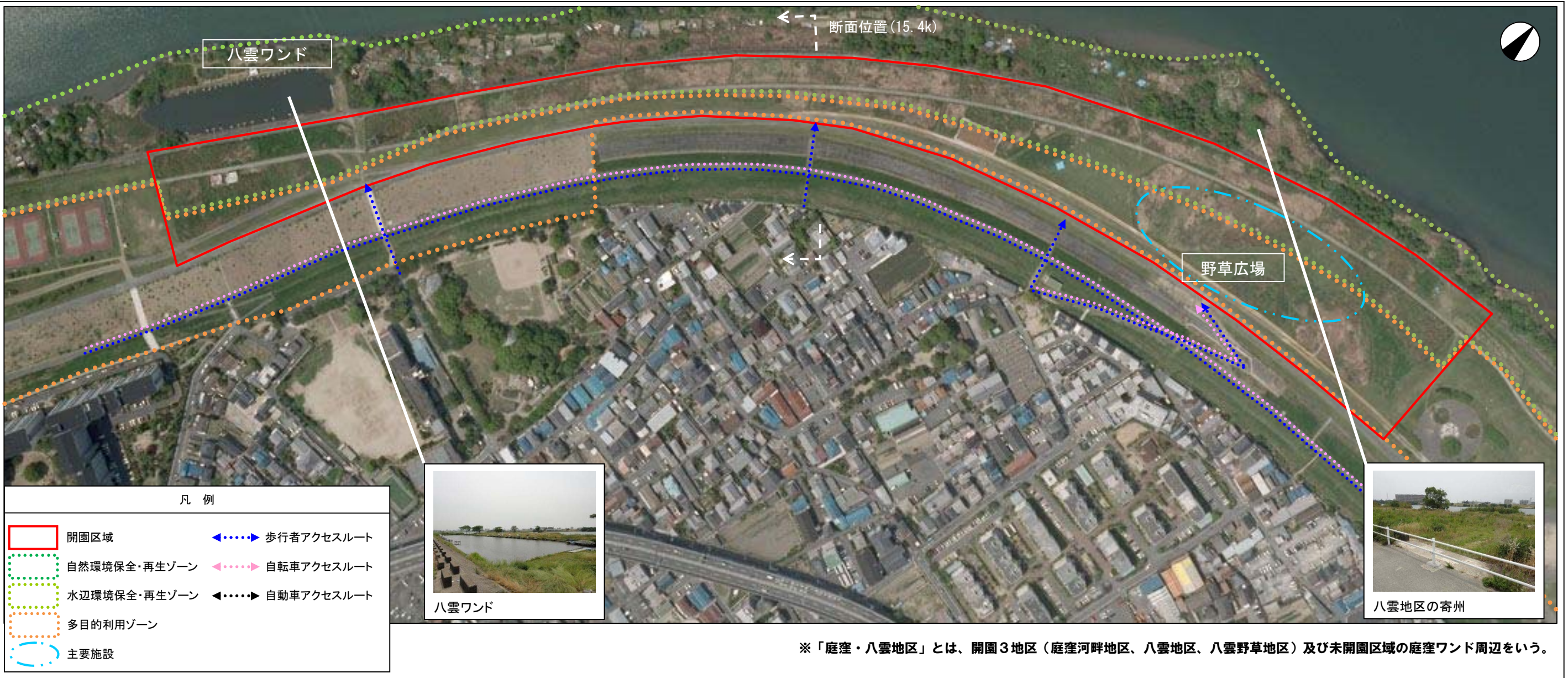
# ■ 1. 庭窪・八雲地区の現況 (2/2)

## 年間利用者数と主な公園施設

	年間利用者	主な公園施設
八雲野草地区	平成23年度年間利用者数 42,672人	野草広場、 芝生広場 池

## 各視点からの現況

	ゾーニング計画の実現	魅力	快適性	つながりの改善
八雲野草地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の供用区間の水面沿いの帯状のエリアが「水辺環境保全・再生ゾーン」になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地から近い距離にあり、自然を楽しむことができる。</li> <li>野草地区は、ヨシやオギなどの淀川らしい原植生がみられる。</li> <li>希少種カヤネズミや野鳥、魚、昆虫などの生息が確認されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヌートリアや野犬の存在が確認されている。</li> <li>トイレがない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場はなく、鉄道駅も遠いため、アクセスはバスが中心となる。</li> <li>横断方向は主に階段の移動で、バリアフリー対応ではない。</li> </ul>



※「庭窪・八雲地区」とは、開園3地区（庭窪河畔地区、八雲地区、八雲野草地区）及び未開園区域の庭窪ワンド周辺をいう。

写真撮影時期：平成24年

### ■ 3. 庭窪・八雲地区の整備方針（案）

淀川河川公園基本計画に基づき、地区特性を踏まえ、庭窪・八雲地区の整備方針を以下のように設定します。

#### 淀川河川公園の整備方針（基本計画）

##### （1）ゾーニング計画を新たに定める

- 基本計画における地区区分計画を改め、淀川の自然環境が縦断及び横断方向に連続するようなゾーニング計画を新たに定める

##### （2）淀川の自然環境の保全・再生を図る

- 自然環境の連続性に留意しながら、自然環境のネットワーク及び淀川の特徴ある水辺の景観を保全・再生する
- 干潟や砂州、ヨシ原、ワンド、たまり等の水陸移行帯や淀川固有の生物が生息・生育できる場を保全・再生する

##### （3）淀川らしい利用ができるようにする

###### ① 淀川の自然環境と利用との調和を図る

社会動向の変化、周辺の都市の状況、地域住民・利用者のニーズや意見を踏まえ、地区ごとの特性を考慮しながら淀川の自然環境と利用との調和を図る

###### ② 淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場をつくる

地区ごとの特性を活かし、水辺での水遊びや自然観察、原っぱでの遊びや運動、休憩、散歩など様々な形で淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場をつくる

###### ③ 淀川全体をつなぐ・まちと淀川をつなぐ

散策やジョギング、サイクリングなどが行えるよう、淀川全体をつなぐとともに、周辺地域と淀川にまつわる歴史・文化資源の散策・周遊等のルート設定や、広域避難地としての役割など、まちと淀川をつなぐ取り組みを行う

###### ④ 淀川の水辺の景観を楽しめる場をつくる

水辺越しに見える都心部の眺望景観、北摂連山や天王山、男山、生駒山地などの山なみと一体的な景観との調和を図り、水辺の景観を楽しめる場をつくる

##### （4）淀川にまつわる歴史・文化資源を活かす

- 渡しや舟運、旧毛馬閘門・洗堰や川港跡、樋跡、三川合流部などの保存や展示、言い伝えを後世に伝えるなど、淀川にまつわる歴史・文化の資源を活かす

#### 庭窪・八雲地区の特性

- 庭窪河畔地区と八雲地区に隣接して、淀川らしい特徴ある自然環境のひとつである庭窪ワンドが存在している
- 庭窪河畔地区の堤内側に庭窪レストセンターが存在し、市民参加による庭窪ワンドの環境管理活動に利用されている



#### 庭窪・八雲地区の整備方針

##### ◇ワンドを保全・再生しながら、淀川の水辺環境を知るきっかけをつくります

- 庭窪ワンドの自然環境を保全するとともに、**市民参加による植生管理等の活動への参加支援**を通じて淀川の水辺環境を知るきっかけづくりに取り組みます。

##### ◇多目的に利用できる広場を整備します

- 多様な主体がさまざまな目的で利用できる広場を整備します。
- さまざまな人々が広場を活用できるよう、多目的広場の利用ルールづくりに取り組みます。

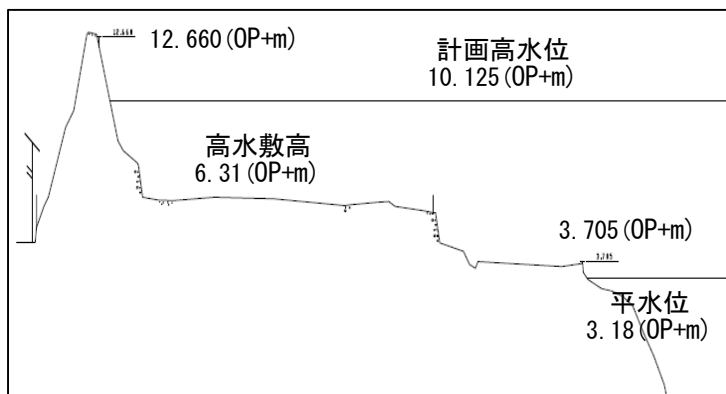
##### ◇レストセンターの有効活用を図ります

- 庭窪ワンドの環境保全活動や環境学習の拠点として、庭窪レストセンターの有効活用を図ります。

※「庭窪・八雲地区」とは、開園3地区（庭窪河畔地区、八雲地区、八雲野草地区）及び未開園区域の庭窪ワンド周辺をいう。

## ■ 4. 庭窪・八雲地区の整備計画（案）

代表的な断面図（16.4k）



※「庭窪・八雲地区」とは、開園3地区（庭窪河畔地区、八雲地区、八雲野草地区）及び未開園区域の庭窪ワンド周辺をいう。

### ■ 淀川河川公園基本計画におけるゾーニング



写真撮影時期：平成 21 年 4 月



1. 多目的広場の整備  
・遊具・砂場・花壇・舗装の撤去、多目的広場化

6. 運動施設(野球場・テニスコート)の廃止  
・野球場・テニスコートの跡地の多目的広場化

2. 情報板等の設置  
・駐車場、ワンドへの踏み分け道の入り口、レストセンターに、ワンドに関する情報板を設置

3. レストセンターの活用  
・ワンドの環境保全活動、環境学習活動拠点としての機能強化(レストセンターの改修等)

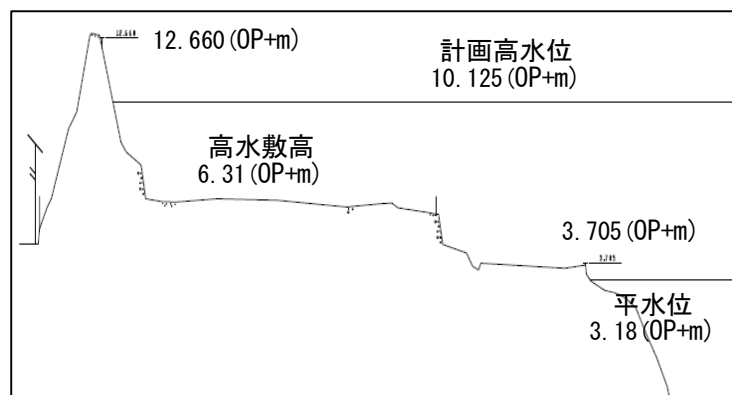
4. レストセンターとワンドのアクセス性の向上  
・庭窪レストセンターと庭窪ワンドのアクセス性の向上(階段等の設置)

※およそ5年程度または20~30年程度を目途として、整備・再整備の実施が見込まれる内容について記載しています。  
※地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となることがあります。

整備項目（黒）：第1回下流域地域協議会の結果に基づく修正内容  
整備項目（赤）：現地見学会の結果に基づく修正内容

■ 5. 庭窪・八雲地区の維持管理計画（案）

代表的な断面図（16.4k）



※「庭窪・八雲地区」とは、開園3地区（庭窪河畔地区、八雲地区、八雲野草地区）及び未開園区域の庭窪ワンド周辺をいう。

- 1. 多目的広場の管理**
- ・多目的広場の利用ルールづくり
  - ・利用ルールの運用
  - ・適切な草刈の実施

- 7. ワンド及び寄り州の管理**
- ・踏み分け道(非舗装)の維持
  - ・適度な伐木の実施
  - ・~~ボランティア~~ 市民参加による外来種の除去の支援 **(実施済)**
  - ・~~ボランティア~~ 市民参加によるゴミ清掃の支援 **(実施済)**



- 8. 緩衝帯の形成**
- ・ススキ、チガヤ等の植生の誘導

- 8. 緩衝帯の管理**
- ・ススキ、チガヤ等以外の植生の除去

- 10. 寄り州の管理**
- ・適度な伐木の実施

- 9. 野草広場の管理**
- ・生物生息環境保全のための適切な草刈方法(頻度、時期、草丈等)の検討
  - ・実験による草刈方法(頻度、時期、草丈等)最適化の検証

- 6. 多目的広場の管理**
- ・多目的広場の利用ルールづくり
  - ・利用ルールの運用
  - ・適切な草刈の実施

- 2. 情報板等の管理**
- ・情報板等の劣化、破損等への対応

- 3. レストセンターの運用方法の見直し及び管理**
- ・会議室等の利用ルールの検討
  - ・利用ルールの運用

- 4. レストセンターとワンドのアクセス性の管理**
- ・階段等の周辺の除草
  - ・階段等の劣化、破損等への対応

※およそ5年程度または20~30年程度を目途として、維持管理の実施が見込まれる内容について記載しています。  
 ※地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となることがあります。

整備項目（黒）：第1回下流域地域協議会の結果に基づく修正内容  
 整備項目（赤）：現地見学会の結果に基づく修正内容

■ 6. 庭窪・八雲地区の整備・維持管理内容（案）

ゾーニング	整備項目		維持管理項目	
	5年目途の短期	20～30年目途の長期	5年目途の短期	20～30年目途の長期
自然環境保全・再生ゾーン	—	5. 水際の連続性の確保 ・ <del>寄り州（斜線部）の切り下げによる水際の形成</del> ・ <del>水際の連続性の向上による水際の植生の誘導</del> ・ヨシ等水際植生の誘導	7. ワンド及び寄り州の管理 ・踏み分け道（非舗装）の維持 ・適度な伐木の実施 ・ <del>ボランティア 市民参加による外来種の除去の支援（実施済）</del> ・ <del>ボランティア 市民参加によるゴミ清掃の支援（実施済）</del>	
	—	—	8. 緩衝帯の形成 ・ススキ、チガヤ等の植生の誘導	
	—	—	8. 緩衝帯の管理 ・ススキ、チガヤ等以外の植生の除去	10. 寄り州の管理 ・適度な伐木の実施
水辺環境保全・再生ゾーン	—	—	—	—
	—	—	—	—
多目的利用ゾーン	—	6. 運動施設（野球場・テニスコート）の廃止 ・野球場・テニスコートの跡地の多目的広場化	—	6. 多目的広場の管理 ・多目的広場の利用ルールづくり ・利用ルールの運用 ・適切な草刈の実施
	1. 多目的広場の整備 ・ <del>遊具 砂場・花壇</del> ・舗装の撤去、多目的広場化	—	1. 多目的広場の管理 ・多目的広場の利用ルールづくり ・利用ルールの運用 ・適切な草刈の実施	
	—	—	9. 野草広場の管理 ・生物生息環境保全のための適切な草刈方法（頻度、時期、草丈等）の検討 ・実験による草刈方法（頻度、時期、草丈等）最適化の検証	
	2. 情報板等の設置 ・駐車場、ワンドへの踏み分け道の入り口、レストセンターに、ワンドに関する情報板を設置	—	2. 情報板等の管理 ・情報板の劣化、破損等への対応	
	3. レストセンターの活用 ・ワンドの環境保全活動、環境学習活動拠点としての機能強化（レストセンターの改修等）	—	3. レストセンターの運用方法の見直し及び管理 ・会議室等の利用ルールの検討 ・利用ルールの運用	
	4. レストセンターとワンドのアクセス性の向上 ・庭窪レストセンターと庭窪ワンドのアクセス性の向上（階段等の設置）	—	4. レストセンターとワンドのアクセス性の管理 ・階段等の周辺の除草 ・階段等の劣化、破損等への対応	

注)

1. 「淀川河川公園基本計画」(H20.8、国土交通省近畿地方整備局)の対象期間がおおむね20～30年間とされていることから、公園整備計画の内容は、5年程度を目途とした短期的な事項、5年を超え20～30年を目途とした長期的な事項に分類しました。

2. ゾーニングの定義は、「淀川河川公園基本計画」によると以下のとおりです。

- 1) 自然環境保全・再生ゾーン : 干潟や砂州等の淀川特有の自然環境の保全・再生を優先、人の立ち入りを抑制するゾーン
- 2) 水辺環境保全・再生ゾーン : 河川敷の切り下げなどの河川形状の修復の取り組みにより、水陸移行帯等を保全・再生することで、生態系のネットワーク化を図り、自然環の特性を損なわない中での散策や観察など自然と触れ合う公園利用を行うゾーン。
- 3) 多目的利用ゾーン : 世代を問わず多様な利用者が、安全かつ快適に楽しむゾーン

3. 本資料は、淀川河川公園基本計画の整備方針及び基本計画改定委員会の検討内容に基づいて作成した素案です。地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となることがあります。

※およそ5年程度または20～30年程度を目途として、整備・再整備、維持管理の実施が見込まれる内容について記載しています。

※地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となることがあります。

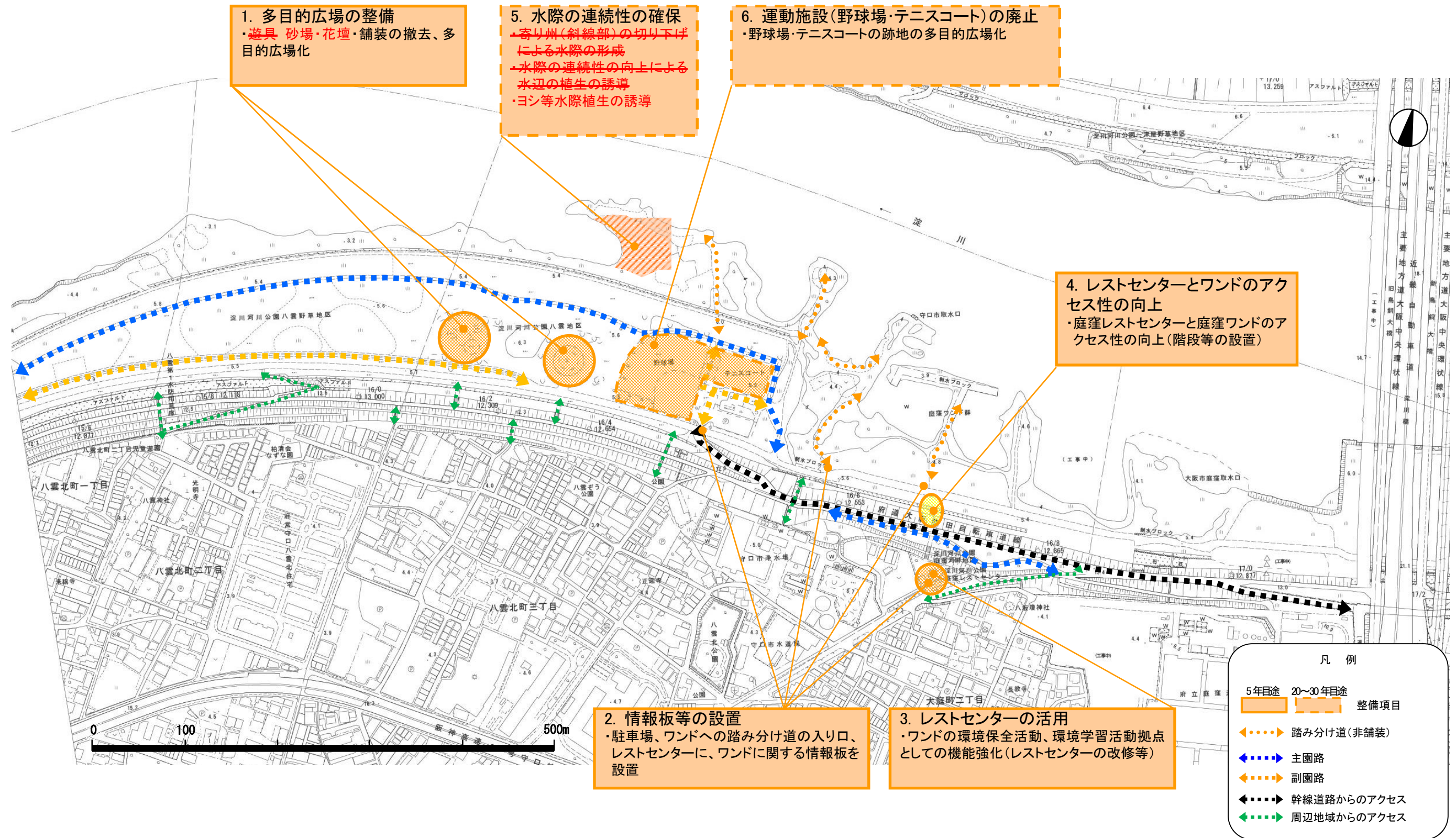
整備項目（黒）：第1回下流域地域協議会の結果に基づく修正内容

整備項目（赤）：現地見学会の結果に基づく修正内容



## ■ 7. 庭窪・八雲地区の整備計画図（案）

※「庭窪・八雲地区」とは、開園3地区（庭窪河畔地区、八雲地区、八雲野草地区）及び未開園区域の庭窪ワンド周辺をいう。

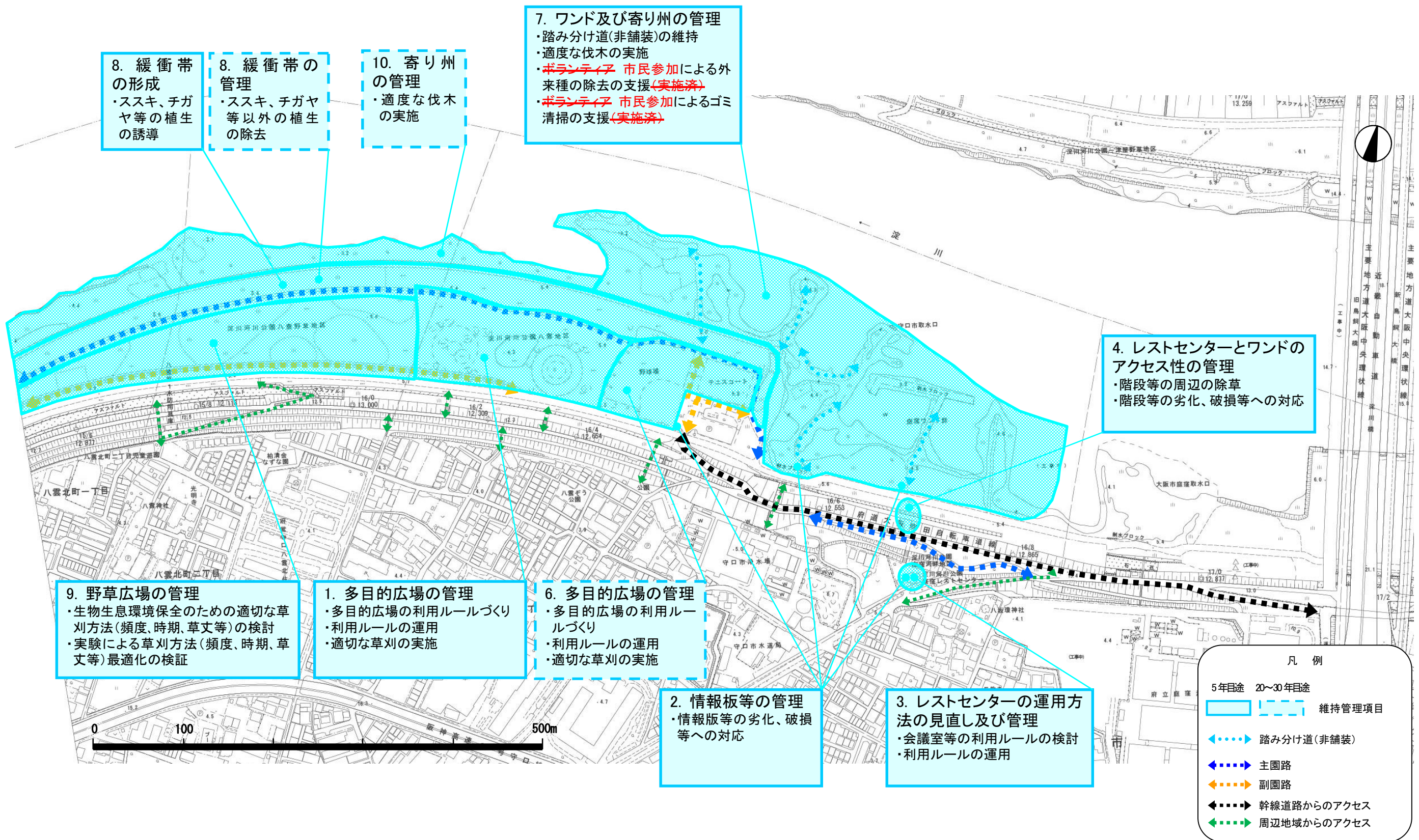


※およそ5年程度または20～30年程度を目途として、整備・再整備の実施が見込まれる内容について記載しています。  
 ※地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となることがあります。

整備項目（黒）：第1回下流域地域協議会の結果に基づく修正内容  
 整備項目（赤）：現地見学会の結果に基づく修正内容

## ■ 8. 庭窪・八雲地区の維持管理計画図（案）

※「庭窪・八雲地区」とは、開園3地区（庭窪河畔地区、八雲地区、八雲野草地区）及び未開園区域の庭窪ワンド周辺をいう。



※およそ5年程度または20~30年程度を目途として、維持管理の実施が見込まれる内容について記載しています。  
※地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となることがあります。

整備項目（黒）：第1回下流域地域協議会の結果に基づく修正内容  
整備項目（赤）：現地見学会の結果に基づく修正内容

## ■ 9. 庭窪・八雲地区の整備イメージ（案）

※「庭窪・八雲地区」とは、開園3地区（庭窪河畔地区、八雲地区、八雲野草地区）及び未開園区域の庭窪ワンド周辺をいう。

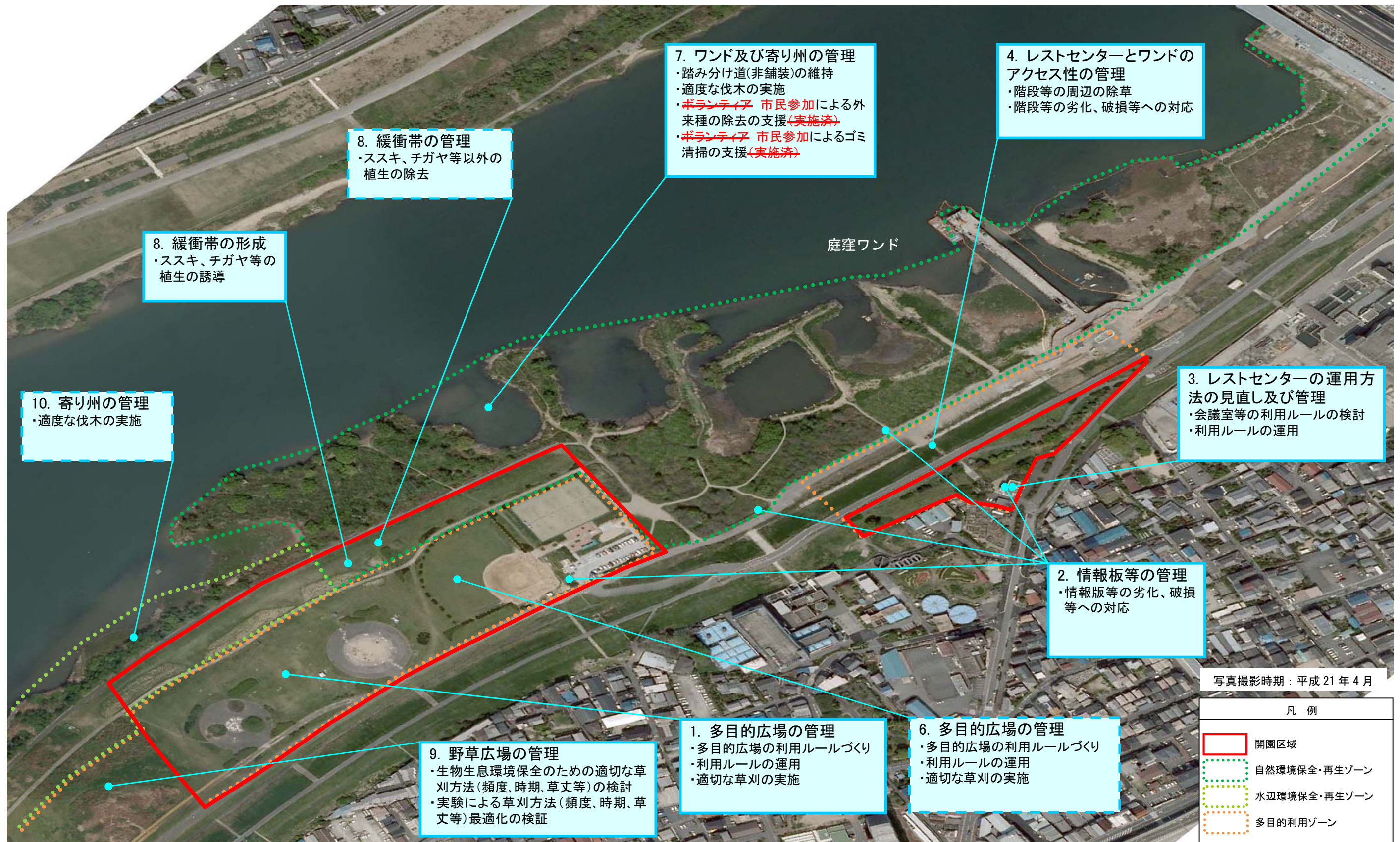


※およそ5年程度または20～30年程度を目途として、整備・再整備の実施が見込まれる内容について記載しています。  
 ※地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となることがあります。

整備項目（黒）：第1回下流域地域協議会の結果に基づく修正内容  
 整備項目（赤）：現地見学会の結果に基づく修正内容

■ 10. 庭窪・八雲地区の維持管理イメージ（案）

※「庭窪・八雲地区」とは、開園3地区（庭窪河畔地区、八雲地区、八雲野草地区）及び未開園区域の庭窪ワンド周辺をいう。



※およそ5年程度または20~30年程度を目途として、整備・再整備の実施が見込まれる内容について記載しています。  
※地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となることがあります。

整備項目（黒）：第1回下流域地域協議会の結果に基づく修正内容  
整備項目（赤）：現地見学会の結果に基づく修正内容